

9月の相談



*行政相談 HP

10日(月) 市役所第1相談室
 13日(木) 青垣住民センター
 18日(火) 春日住民センター
 19日(水) 柏原住民センター
 20日(木) 市島住民センター
 21日(金) 山南住民センター
 [受付時間] 午後1時30分～3時30分
 〇総務課(氷上庁舎内) ☎82-1002

*人権相談 HP

〇特設人権相談所
 6日(木) 氷上住民センター
 11日(火) 山南住民センター
 18日(火) 春日住民センター
 [相談時間] 午後1時30分～4時
 〇常駐相談所(神戸地方司法局柏原支局)
 毎週水曜日 午前9時～午後4時
 〇全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
 〇女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
 〇子どもの人権110番 ☎0120-007-110
 [相談時間] 平日午前8時30分～午後5時15分
 〇柏原人権擁護委員協議会 ☎72-0176
 人権啓発センター(氷上庁舎内) ☎82-0242

*消費生活相談

相談場所/市役所生活安全課 相談日/土日
 祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
 〇丹波市消費生活センター(生活安全課内)
 ☎82-1532
 ※土日の電話相談は県の週末相談
 ☎0120-511-103へ

*多重債務無料相談会

毎月第3日曜日 午後1時～4時 柏原住民センター
 〇司法書士会柏原支部 ☎82-7174
 〇神戸財務事務所 ☎078-391-6948

*行政書士無料相談会

毎月第1土曜日 午後1時～4時 ゆめタウンポップ
 アップホール 〇県行政書士会摂丹支部 ☎72-3091

*無料登記法律相談会

20日(木) 午前9時～正午 柏原住民センター(予約不要)
 [共催] 県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部 〇田中事務所
 ☎85-2460

*市民生活の安全・安心確保のための指導相談(電話・面談)

交通事故防止・防犯・消費者保護の相談など。月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 〇生活安全課(氷上庁舎内) ☎82-1532

じんけんのとびら

「保障された基本的人権」



基本的人権は、憲法で自由に生きる権利(自由権)として3つの視点から次のように保障しています。1点目は「体の自由」で、人間の自由の基本です。むりやり強制労働をさせたり、体を拘束したり、刑罰を加えたりすることをしてはいけません。2点目は「精神の自由」として、ものの見方や考え、信教、言論・集会・結社、学問の自由。3点目は「経済活動の自由」として、財産活用、居住・移転及び職業選択の自由です。また、「平等の権利」として、人間は、だれでも等しく尊重され平等に扱われなければなりません。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。社会では、さまざまな差別が今も続いています。差別を見抜く力を身につけるために、研修会、学習会などに参加して自己啓発に努めましょう。

県民まちなみ緑化事業 助成団体募集!

環境の改善や、防災性の向上などを目的に、樹木の植栽など緑化活動の支援を行います。

■対象団体/自治会、婦人会、老人会、PTA、NPO法人など、年間を通じて地域で活動する団体

■対象地域/緑条例「まちの区域」、「歴史的な町の区域」などの施行地域

■助成内容/公園、広場、校庭、河川沿いなどでの樹木の植栽や芝生化に必要な緑化資材・施工費の補助

■申込締切/11月30日(金)

〇〇まちづくり建築課(丹波土木事務所内) ☎73-3863

こんにちは! スポーツ推進委員です

〇生涯学習センター ☎82-0409

「熱中症にご注意を!!」

熱中症は、体内に熱がこもり体温が上昇した時に起こります。めまい・頭痛・吐き気などの症状が起こり、重症になるとけいれんや失神を引き起こします。熱中症は、猛暑日の多い8月だけでなく、9月以降の急に気温が上がった日にも注意が必要です。

【熱中症を防ぐポイント】

- ①体調を整える
睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は、暑い日中の外出や運動は控えましょう。
- ②通気性の良い服装
通気性のよい洋服を着て、外出時には帽子をかぶりましょう。
- ③こまめに水分補給
「のどが渇いた」と感じた時には、すでに水分不足になっていることも。こまめに水分を補給しましょう。

平成24年11月18日執行



市長・市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します

本年、11月18日(日)に実施される、丹波市長・市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

政治家などによる寄附行為は禁止されています。～寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう～

- とき/9月28日(金) 午後1時30分～
- ところ/氷上保健センター

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると処罰されます。また有権者が寄附を求めることも禁止されています。

市長・市議会議員選挙の立候補届出の方法や選挙運動に関する説明を行います。当日は、説明資料や届出関係用紙等を配付しますので、立候補を予定されている方は、ご出席ください。※出席は、本人でなくても構いませんが、各陣営2人までとします。

～みんなで徹底しよう「三ない運動」～

政治家は有権者に寄附を 贈らない!
有権者は政治家に寄附を 求めない!
政治家から有権者への寄附は 受け取らない!

〇総務課(氷上庁舎内) ☎82-1002

禁止されている寄附(例)

- 病気見舞い、入学祝、卒業祝お中元、お歳暮
- 祭りへの寄附や差し入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- 結婚祝、香典(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。)
- 葬式の花輪、供花、落成式、開店祝の花輪
- 自治会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ



後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)がはじまります

なお、事前に年金事務所へ申込みが必要で、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納付できる「後納制度」がはじまります。これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、将来の年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがないように、昨年、法律が改正されました。対象者には、日本年金機構より順次事前のお知らせが送付されます。

※すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができません。
〇国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
西宮年金事務所 ☎0798-33-2941

●次回の出張年金相談
次回相談日: 9月21日(金) 氷上保健センター
予約期間: 9月14日(金)まで
予約先: 西宮年金事務所 ☎0798-33-2944